

令和 3 年 11 月 25 日
環 境 政 策 課

空間放射線量低減に向けた対応方針と第 20 回目の測定結果について

◆空間放射線量低減に向けた対応方針

低減対策実施目安（基準値）の設定

市や市民などによる放射線量測定の結果、地表から 5 センチメートルの高さの空間放射線量が毎時 0.23 マイクロシーベルト（ μ SV）以上の数値が確認された場合、可能な範囲で線量低減に向けた対策を実施します。

◆ 公共施設等における空間放射線量の詳細測定

市では、令和 3 年 10 月に市立保育園・小学校等 17 か所において、放射性物質がたまりやすいといわれている場所を中心に詳細な空間放射線量の測定を行いました。

【測定者】 測定方法の研修を受けた市の職員

【使用機器】 シンチレーションサーベイメータ TCS-172B

（日立アロカメディカル(株)製）

環境放射線モニタ（HORIBA PA-1000 Radi）

【測定放射線】 ガンマ（ γ ）線

◆すべての施設で測定結果が暫定基準値（毎時 0.23 マイクロシーベルト）以下でした。

◆空間放射線量の詳細測定結果

市内 17 か所の公共施設における詳細測定の結果は別紙（令和 3 年度 10 月空間放射線量測定結果）のとおりです。